

議案第 6 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年4月16日

沖縄県教育委員会

教育長が教育委員会規則「沖縄県社会教育委員会議規則の一部を改正する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により別紙のとおり承認する。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

沖縄県社会教育委員会議規則(昭和48年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則の概要説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

沖縄県社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について、「沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例」が改正された。（平成26年第2回沖縄県議会に提案。3月28日議決）
- (2) 「沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例」の一部改正に伴い、沖縄県社会教育委員会議規則の規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県社会教育委員会議規則第1条中、「第6条」を「第7条」と改める。
- (2) この規則は、平成26年4月1日より施行する。

4 根拠法令

- (1) 沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

沖縄県社会教育委員会規則(昭和48年教育委員会規則第3号) 新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、沖縄県社会教育委員設置等に関する条例(昭和48年条例第15号。)第7条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、沖縄県社会教育委員設置等に関する条例(昭和48年条例第15号。)第6条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参考

沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例 (昭和48年沖縄県条例第15号) 新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委嘱の基準)</p> <p>第3条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第4条 委員の定数は、15人以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>(解嘱)</p> <p>第6条 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であつてもその委嘱を解くことができる。</p> <p>(教育委員会規則への委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 県に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 委員の定数は、15人以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>(解嘱)</p> <p>第5条 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であつてもその委嘱を解くことができる。</p> <p>(教育委員会規則への委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。